

東城 敏毅 提出 学位申請論文（課程博士）

『万葉集防人歌群の研究』 審査要旨

論文の内容の要旨

東城敏毅提出論文「万葉集防人歌群の研究」は、万葉集歌人である大伴家持が天平勝宝七歳の防人徴収の時に兵部少輔の任にあり、東国防人たちの歌を収集して『万葉集』巻二十に収録した防人歌を対象として、それぞれの防人の出身地域の歌を歌群として位置づけて防人歌の形成を論じたものである。巻二十に収録する防人歌は、東国各地の地域ごとに部領使により文字化され収集されたものであり、その配列も各地域ごとに行われている。本論文では、これらの地域の防人歌をそれぞれの歌群とみるのである。この視点は、従来の研究では希薄であることから、その問題の提起は重要であると思われる。

本論文の構成は、「序論」、「第一部 防人歌の作者層と主題」（六章）、「第二部 防人歌群の歌の場と配列」（四章）、「結論」により成り立ち、本論に関わる論文数は十本である。「序論」では、本論文の主旨と方法、防人歌の歌群の位置づけ、防人歌研究史、本論文の概要よりなる。本論文の主旨について、現在の防人歌研究の最高峰といえる水島義治氏の『萬葉集防人歌の研究』を詳細に検討すること、水島論の問題点や論の及んでいない問題を整理し、その上で防人歌は一定の歌群として捉えられることを明らかにするのだという。

「第一部 防人歌の作者層と主題」は、防人の作者名の表記方法や進上歌数の確定、父母思慕の歌の発想などを対象として論じる。「第一章 防人歌作者名表記の方法」（一、はじめに、二、防人歌作者名表記の意味―「国造丁」「助丁」「主帳丁」―、三、防人歌作者名表記の意味―「上丁」―、四、各国防人歌の作者名表記、五、進上歌数の意味するもの、六、おわりに）では、防人の地位・職分・役職などの表記に注目し、彼らが特別な地位にあることから、通説の一般防

人兵士という考えに再検討を迫る。「第二章 常陸国防人歌における進上歌数の確定」(一、はじめに、二、進上歌数と拙劣歌との関係、三、常陸国防人歌の進上方法、四、おわりに)では、常陸国の防人歌数に仙覚本と非仙覚本とに揺れがあり、その歌数の異なりの原因を捉えて仙覚本の数が正当であることを論じる。

「第三章 防人歌における『父母思慕の歌』の発想基盤」(一、はじめに、二、「父母思慕の歌」の分析―丈部の歌を中心に―、三、「孝」の推奨、四、「父母思慕の歌」の作者層、五、防人歌における「妹」と「妻」、六、おわりに)では、防人歌に詠まれる父母を思慕する歌の背後には、その感情が人間の自然的なものではなく、当時の律令社会の中でそれを主題化する意図の存在を確かめる。「第四章 防人歌作者層の検討」(一、はじめに、二、「五教倫理」の教育形態、三、部姓の「郡司子弟」、四、おわりに)では、防人歌は、その集団の中でも律令の知識を持つ者たちであり、役職に就く上層階級の者が作者であろうと想定する。「第五章 防人歌における『個』の論理」(一、はじめに、二、「あれ」と「われ」

に関する諸説、三、短歌における「あれ」と「われ」の共存、四、主格に立つ「あれ」と「われ」、五、長歌における「あれ」と「われ」の共存、六、遣新羅使歌における「あれ」と「われ」、七、防人歌における「あれ」と「われ」、八、おわりに)では、防人歌に見える「あれ」と「われ」の表現に注目し、これは個人の立場と集団の立場によりその使用が異なることを論じる。「第六章 大伴家持防人歌蒐集の目的ならびに意義」(一、はじめに、二、天平勝宝七歳前後の歴史的状况、三、天平勝宝七歳前後の国際的状况、四、大伴家持を取り巻く政治的状况、五、家持防人歌蒐集の目的、六、おわりに)では、家持の防人歌蒐集には東アジアの政治状況や家持の政治的立場と深く関与することが論じられる。

「第二部 防人歌群の歌の場と配列」は、各地域の防人歌を歌群として捉え直し、その歌群の配列方法を分析し、それがどのような歌の場に成立したかを論じる。「第一章 防人歌『駿河国・上総国歌群』の成立」(一、はじめに、二、上総国防人歌の疑問点、三、疑問点A―日下部使主三中が父の歌―、四、疑問点B―

庭中の阿須波の神と難波瀉―、五、疑問点C―「君」の指す主体―、六、「駿河国・上総国歌群」の成立、七、おわりに）では、この二国が作者名表記・配列が規則的であることが論じられているが、ここには上総国と常陸国の歌に偶然とは言えない対応関係が見られ、そこから二国間の防人歌の成立を考察する。「第二章 下野国防人歌群における配列方法と歌の場」（一、はじめに、二、作者名表記による配列方法、三、郡名による配列方法、四、歌の内容面による配列方法、五、おわりに）では、従来顧みられなかった上丁の郡名による配列方法に着目し、下野国防人歌には、作者名表記・郡名表記の配列に加え、歌の場を反映した配列方法が存在したことを指摘する。「第三章 常陸国防人歌群の成立」（一、はじめに、二、常陸国防人歌群の配列、三、常陸国防人歌群の構成、四、下野国防人歌群との関係、五、「難波詠」の成立、六、おわりに）では、常陸国の防人歌の配列が他の国の配列からは異例であることに注目し、この配列方法は下野国の防人歌の配列と大きく関与することを論じる。「第四章 武蔵国防人歌群の構成―

『昔年防人歌』との比較―（一、はじめに、二、武蔵国防人歌群の構成、三、「国単位表記」の者の歌、四、「郡単位表記」の者の歌、五、「昔年防人歌」との比較、六、おわりに）では、武蔵国防人歌の配列が不規則であることの指摘を再考し、武蔵国の特質として見られる夫婦唱和による歌の配列は、最初から対応関係の中に詠まれていたのであり、現在見るような配列であったことを論じる。

以上から知られるように、本論文では天平勝宝七歳の防人徴収の折の防人歌を中心として、それらに明らかかな歌群が存在することを論じるものである。東国の防人は各地域ごとに徴収されて難波へと向かうのであるが、その家郷から難波までの途次に集められた歌には、一定の配列と構成が認められること、そのような配列や構成の背後には、国・地域ごとのまとまりを持った歌群としての防人歌が成立していたことを結論としている。

論文審査の結果の要旨

東城敏毅提出論文「万葉集防人歌群の研究」は、東国出身の防人たちの歌が地域ごとに収録されていることから、それらを「防人歌群」として新たに位置づけた論である。『万葉集』の歌人でありその編纂にも大きく関与した大伴家持は、天平勝宝七（七五五）歳二月に兵部少輔の任にあった時に、東国の防人徴収があり防人たちの歌を収集した。それらは各地域の防人部領使たちが集め、家持に進上したものであるが、それらは家持の手により現在の『万葉集』へと収録されることとなる。しかし、家持がこれらの防人歌を選別し、百六十余首の歌から半数ほどの拙劣歌を排除したと言う経緯もあり、本来の防人歌とは大きく相違していることが知られる。それゆえに、この各地域ごとの防人歌がどのような者により詠まれ、そこには歌の配列や構成がどのようなように存在したのか、そのような疑問を前提に、各地の防人歌を「歌群」という視点から論じたのが本論である。ことの

ほか、これらを歌群として取り扱うのは、原型が失われていることから容易な事ではないが、本論文は歌群と言う鍵語を用いて防人制度の歴史的状況を踏まえて防人の役職などの不足を補い、一定の成果を上げていると思われる。その中でも注目される論の幾つかについて触れたい。

「第一部 防人歌の作者層と主題」は、防人の作者名の表記方法や進上歌数の確定、父母思慕の歌の発想などを対象として論じるものである。特に「第一章 防人歌作者名表記の方法」は、防人の地位・職分・役職などを示した肩書き名と作者名表記を対象として、そこに見える「上丁」については、「一郡に一名の上丁」しか存在しないと言う原則を見出し、それは「郡の上」、すなわち「郡防人集団の長」（一郡＋上丁）を指しているのではないかと指摘し、駿河国・武蔵国の「上丁」は、それぞれの「国の上」と言う役職を示しているのだとすることから上丁には、①「一郡＋上丁」―「郡防人集団の長」、②「上丁＋一郡」―「一国防人集団の長」という作者層が認められると指摘する。これは、従来の

考えでは防人の出身は貧民層や単なる農民として来た通説とは異なり、彼らはそれぞれの国・郡において重要な役職を担った防人であることを明らかにしたものであり、これにより防人の作者層を具体的に実証した成果は大きく、高く評価できる論である。また、「第三章 防人歌における『父母思慕の歌』の発想基盤」では、防人たちが家郷や家族との別離を嘆く歌の中でも父母との別離を嘆く歌を取り上げ、それがどのように成立したかを問う。従来、父母との別れの悲しみは人間本然のものとして理解されて来たが、そうした父母を思慕する歌は『万葉集』の中でも極めて異例であり、そのような発想を成り立たせたのは、律令制社会の儒教倫理としての「孝」の思想との関わりからであるとする。奈良朝には律令社会がある程度行き渡り、その根幹に『孝経』が置かれていたことは確かであり、そこから見るならば防人が父母を思慕する歌は、それなりの知識のある上層階級に属するだろうという結論は首肯されるものと言えよう。

また、「第二部 防人歌群の歌の場と配列」は、各地域の防人歌を歌群として

捉え直し、その歌群の配列方法を分析し、それがどのような歌の場に成立したかを論じる。特に「第二章 下野国防人歌群における配列方法と歌の場」では、下野国防人歌の配列方法を取り上げて、上丁に表記される郡名が国府のあった都賀郡から始まり、反時計回りで足利郡―梁田郡―河内郡―那須郡と周り、都賀郡の北東に位置する塩屋郡で終わる形式のあることを先行説から確認し、ここには拙劣歌が除かれた後の配列でありながらも、明らかに「延喜式的古代国郡図式」の反時計回りが認められ、そのことに基づいて下野国の防人歌群は、作者名表記による配列方法と郡名による配列方法、および歌の場を反映した歌の内容面からの配列方法の三種類が認められることを指摘し、それらが難波津と言う歌の場において詠出された可能性のあることを指摘する。防人歌は各地域ごとに集められていることは確かであるが、しかし、それらがなぜどのように配列されているのかは、従来から必ずしも明確ではなかった。本論ではそうした歌群としての配列を可能としている原理を、人名・国名・郡名・役職の分析の中から導くものであり、

極めて論理性の高い分析であり、防人歌の研究に一石を投じるものとして高く評価できる。また、「第四章 武蔵国防人歌群の構成―『昔年防人歌』との比較―」では、武蔵国の防人歌は妻の歌から始まり、二首一対の歌として配列されながらも内容面で一致しないことが指摘されて来たが、この武蔵国の防人歌には夫婦による歌が収められている特異な防人歌であることに注目し、それらの歌の分析を通して見ると、そこには「唱和」による歌の形成過程が確認出来るのであり、これらは歌が歌われた順序がそのまま採録されて配列されていて、しかも、それは昔年防人歌と呼応関係にあることを指摘する。

このように、東城敏毅論文は歌群と言う鍵語を通してながら、防人歌の歌群研究を進めた所に特徴があり、これらの論により防人歌の研究に新たな成果をもたらすことであろうと思われる。ここに論じられた論は、早くにいくつかの学会の論文として公表され注目されている論も含まれているが、本論文においてはさらに新たな方向を示しながら堅実な論が展開していることが認められる。防人の歌の

歌群論は始まったばかりであり、すでにこの歌群論をめぐるには、さまざまに論議がなされるようになった。そのような中で、本論文の意義は、歌群論がどのような前提の中でそれを明らかにし得るかの道筋を示したことにあると言える。今後の課題としては、家持が排除した「拙劣歌」をどのように論の中で処理するかにある。論者は、すでに防人歌研究の中堅として学会で活躍しており、さらに今後の活躍が十分に期待されるのである。よって本論文の提出者東城敏毅は、博士（文学）の学位を授与せられる資格があるものと認められる。

平成二十六年二月十五日

主査	國學院大學教授	辰巳正明	Ⓔ
副査	國學院大學准教授	谷口雅博	Ⓔ
副査	東洋大学教授	菊地義裕	Ⓔ